

王滝村保育所徴収金徴収規則

(平成 2 年 4 月 1 日 規則第 1 号)

改正	平成 3 年 3 月 30 日	規則第 15 号	平成 10 年 3 月 31 日	規則第 9 号
	平成 4 年 3 月 10 日	規則第 1 号	平成 10 年 6 月 24 日	規則第 13 号
	平成 5 年 3 月 5 日	規則第 6 号	平成 12 年 3 月 31 日	規則第 7 号
	平成 6 年 2 月 21 日	規則第 1 号	平成 14 年 3 月 8 日	規則第 9 号
	平成 8 年 3 月 18 日	規則第 1 号	平成 19 年 3 月 9 日	規則第 8 号
	平成 9 年 3 月 7 日	規則第 2 号	平成 20 年 3 月 18 日	規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、王滝村保育所条例(昭和 46 年王滝村条例第 52 号)の規定に基づき、その実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(徴収基準)

第 2 条 王滝村保育所徴収金額は別表のとおりとし、次の各項の規定に基づき徴収する。

2 別表の第 4 階層～第 7 階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和 40 年法律第 33 号) 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和 22 年法律第 175 号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

- (1) 所得税法第 92 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項
- (2) 租税特別措置法第 41 条第 1 項及び第 2 項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成 9 年法律第 22 号)附則第 10 条

3 別表の「保育単価」とは、乳児、1～2 歳児、3 歳児又は 4 歳児以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算額、入所児童(者)処遇特別加算額、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。

4 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。

- (1) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子家庭の世帯
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- (3) 「その他の世帯」...保護者の申請に基づき(昭和25年法律第134号)に定める要保護者等特に困窮していると村長が認めた世帯

階層区分	徴収金基準額(月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	14,600円	6,600円

- 5 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。ただし、児童の属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、4に掲げる徴収金(保育料)基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している就学前児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表に定める額
イ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用しているア以外の就学前児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表×0.5
ウ 保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している上記以外の就学前児童	徴収金(保育料)基準額表×0.1

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月30日規則第15号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年3月10日規則第1号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年3月5日規則第6号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年2月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成8年3月18日規則第1号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月7日規則第2号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日規則第9号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月24日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成12年3月31日規則第7号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月8日規則第9号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月9日規則第8号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月18日規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表

王滝村保育料徴収金基準表

(1) 月額

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		
階層区分	定 義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0円	0円	
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,200円	2,600円
第3階層		市町村民税課税世帯	15,600円	7,600円
第4階層	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であって、その所得税額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	24,000円	13,700円
第5階層		40,000円以上 103,000円未満	35,600円	20,800円
第6階層		103,000円以上 413,000円未満	48,800円	22,500円
第7階層		413,000円以上	64,000円	23,000円

(2) 早朝・延長保育料

早朝・延長保育実施時間	金額
朝 午前8時から午前8時30分までに登園した場合	100円
夕 午後4時30分から午後5時30分までの降園した場合	100円
夕 午後4時30分から午後6時までに降園した場合	200円